

ごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」
着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出基準)

第2条 会長は、次に定める行事で着ぐるみの使用を希望するものに対し、ごみ減量・もったいないねット山形の活動に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 国又は地方公共団体が開催する行事
- (2) 学校、自治会、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでなく、ごみ減量・再資源化をアピールできる行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催され、ごみ減量・再資源化をアピールできる行事
- (4) その他会長が循環型社会形成の観点から適当と判断できる行事

(貸出手続)

第3条 着ぐるみの貸出を受けようとするものは、あらかじめごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」着ぐるみ貸出承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に着ぐるみの使用内容等がわかる企画書その他会長が必要と認める書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、ごみ減量・もったいないねット山形の活動のために使用する場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、着ぐるみを使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から使用しようとする日の7日前までの期間とする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 会長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) ごみ減量・もったいないねット山形の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(5) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第1号から第3号までに規定する者（以下この号において「暴力団等」という。）又は暴力団等と密接な関係を有する者が使用する場合

(6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのある場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、その使用内容が著しく不適当と会長が認める場合

4 会長は、前項の承認をする際に、管理上必要な条件を付することができる。

5 同一時期に着ぐるみの使用希望が重複した場合は、申請順を優先するものとする。

6 会長は、着ぐるみの貸出を承認したときは、ごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」着ぐるみ貸出承認通知書（別記様式第2号）を、当該承認をしなかったときはごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」着ぐるみ貸出不承認通知書（別記様式第3号）を、第1項の規定による申請を行ったものに交付するものとする。

（貸出期間）

第4条 着ぐるみの貸出期間は、着ぐるみの搬送に要する期間を含めて5日間以内とする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 着ぐるみの貸出承認を受けたもの（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみの貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(2) 「減量すすむくん」のイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 貸出期間を遵守すること。

(4) 着ぐるみの搬出及び搬入作業は、直接借受者が行うこと。

(5) 会長が別に定める着ぐるみ使用心得に基づき、正しく使用すること。

(6) 着ぐるみの使用状況がわかる写真を使用後速やかに会長に提出すること。

(7) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、会長が認めた場合であって、貸出期間内に原状に復するときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 借受者は、この承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（借受者の違反等に対する取扱い）

第8条 会長は、借受者が第6条の各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合又は違反することが判明した場合は、着ぐるみの貸出承認を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により着ぐるみの貸出承認を取り消したときは、当該承認を取り消されたもの（以下「被取消者」という。）に対し、ごみ減量・もったいないねット山形イメージキャラクター「減量すすむくん」着ぐるみ貸出承認取消通知書（別記様式第4号）を速やかに交付するものとする。

3 会長は、第1項の規定により着ぐるみの貸出承認を取り消した場合において被取消者に生ずる損害については、その責めを負わない。

（原状回復）

第9条 借受者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、速やかに原状に復さなければならない。

2 前項に規定するほか、会長が着ぐるみの修復又はクリーニングを求めたときは、借受者は、これに従わなければならない。

（責任の制限）

第10条 会長は、借受者が着ぐるみの使用によって受けた被害又は借受者が第三者に与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第11条 着ぐるみの貸出の取扱いに関する庶務は、ごみ減量・もったいないねット山形事務局において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出の取扱いに関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。